

令和4年度三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会幹事会 議事概要

日時：令和5年2月20日（月）

13時35分から14時45分まで

場所：三重県吉田山会館 206 会議室

配布資料

- 資料1 「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」について
- 資料2 三重県対策地域内における自動車排出窒素酸化物等の削減状況について
- 資料3 県総量削減計画に係る各項目別の取組状況について
- 資料4 県総量削減計画の目標の達成状況の評価について
- 資料5 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針の変更について
- 資料6 次期三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画について
- 資料7 今後のスケジュール（案）について
- 参考資料1 三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会条例
- 参考資料2 協議会委員・幹事名簿
- 参考資料3 三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（H25.3）
- 参考資料4 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針の変更について
- 参考資料5 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針の変更に係る関係通知
- 参考資料6 今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）
- 参考資料7 総量削減計画に係る各項目の取組状況

1. 開会

2. 挨拶

(環境生活部 副部長 大西 毅尚)

3. 議長の選任

三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会幹事会設置要領第3条に基づき、「幹事会に幹事長を置き、三重県環境生活部副部長の職にある者をもって充てる」とされていることから、三重県環境生活部副部長である大西副部長を議長に選出した。

4. 議事

(1) 現状報告

- ①「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」について
- ②三重県対策地域内における自動車排出窒素酸化物等の削減状況について
- ③県総量削減計画に係る各項目別の取組状況について
- ④県総量削減計画の目標の達成状況の評価について

事務局から資料1～4に沿って、説明を行った。

各幹事からの質問・意見等は以下のとおり。

(国土交通省中部地方整備局道路部計画調整課長 井上幹事)

環境基準は経年的に達成しており、単体規制や車種規制の効果が大きいとの分析報告を頂いた。コロナ禍で交通量が減っていると思われるが、令和2年度の削減量が約60パーセント以上との分析は、コロナ禍における交通量を考慮した評価なのでしょうか。

(事務局)

コロナ禍での交通量の変化は大なり小なりあると考えており、現在、関係都府県が環境基準の確保の評価を行う際の基準年度の設定について、環境省で検討しているところです。環境省では、基準年度はコロナ禍の前の年度とするように検討しています。

(2) 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針の変更について

(3) 次期三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画について
事務局から資料5～6に沿って、説明を行った。
各幹事からの質問・意見等は以下のとおり。

(国土交通省中部地方整備局道路部計画調整課長 井上幹事)

事務局の方針案の提案については、特に異論はありませんが、いくつか教えてください。

一点目は、ステークホルダーとの調整について、四日市市をはじめ、特に三重県北勢地域の方々は、環境に対して結構厳しい意見をお持ちの地域と認識しています。このような方達に対し、「基準を満足したので解除します。」といっただけの説明では、十分に理解いただけないのではと懸念します。地元との調整状況が分かっていたら教えてください。

二点目は、今回の事務局提案について、隣接する愛知県と足並みをそろえて解除するのか、愛知県の状況が分かれば教えてください。

三点目は、対策地域の指定が解除された場合、三重県の策定協議会（条例）も廃止されるとの認識でよいか。

(事務局)

一点目のステークホルダーとの調整にあたっては、現在、関係市町と連絡を取り合っており、来年度以降、関係者と調整を考えており、具体的な方法について、関係市町と相談して決めていきたいと考えています。

二点目の愛知県の状況では、事務局が聞く限りでは、次期総量削減計画を策定する方向で検討しているとのこと。

三点目の条例については、法から抜けた際には、当該条例は廃止となっていく流れかと考えております。なお、関係条例でいうと、他都府県は流入車規制に関する条例がありますが、当県は実施しておりません。

(四日市市環境部環境政策課長 内糸幹事)

先ほど、四日市市のことが出ておりましたので、意見というか感想をお話しさせていただきたいと思います。説明を聞いて我々はよく分かったというところですが、今後、地域へ説明する際には、四日市市は過去の公害の判決を受けて50年というところもあるので、しっかり説明をしていく必要があると感じております。先ほどの説明にもありましたが、コロナ禍の状況で自動車排出窒素酸化物や粒子状物質の排出量が下がっているということではなく、安定的に下がる見込みであるということの説明をいただく必要があると感じております。

我々も大気環境常時監視測定局を持っており、昨今の状況は理解しているところがありますが、解除するということが大きく独り歩きして、マイナスに捉えられない形で説明をする必要があるように感じます。やはり、四日市市は、環境への関心が大きい地域で

あることは自負しておりますので、その配慮もぜひよろしくお願いいたします。

(事務局)

四日市市をはじめ、北勢地域の市町は、特に公害に対する強い気持ちを持っている方々がお住まいであると思っており、そのあたりは過去の公害のことも含め、丁寧な説明をしていきたいと考えております。そのためにも、市町と綿密に連絡を取って、丁寧な対応ができるように進めてまいりたいと考えていますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

質疑応答の後、対策地域の指定の解除について、対策地域内の大気環境基準の確保を確認したうえで、自動車 NOx・PM 法第 6 条第 3 項及び第 8 条第 3 項に基づく対策地域の指定の解除の申出に向けて進んでいくことについて、異論は無かった。

(4) 今後のスケジュール(案)について

事務局から資料に沿って、説明を行った。

各幹事からの質問・意見等は以下のとおり。

(国土交通省中部地方整備局道路部計画調整課長 井上幹事)

今回の幹事会での審議を踏まえて、近々、協議会を開催する予定はあるのか。

(事務局)

解除の方針に関する協議会の開催は予定しておりません。

今回の幹事会で、解除の方針について異論が無かったことを踏まえ、三重県として今後は解除の申出に向けて進めていきたいと考えております。

本幹事会は、ステークホルダーとの調整の一部としても位置付けております。次回、幹事会を開催する場合は、シミュレーション結果の報告になると思います。対面なのか書面開催なのか、その方法については今後考えていきたいと思っております。

(三重県経営者協会専務理事 西場幹事)

協議会の委員には、文書等で解除を含めた今後のスケジュールが示されるのでしょうか。

(事務局)

今のところ、その予定はございません。解除された際には、委員の就任いただいていることですので、最終的には文書で通知を行うことも考えております。

5. 閉会